

長岡京市住居確保給付事業について

～離職等により住居を失った又は住居を失うおそれのある方へ家賃相当額(上限あり)を有期で給付し、安定した住居と就労の確保に向けた支援を行います～

＜支給の対象となる方＞ ※主な要件は下記のとおり。次の要件のいずれにも該当する方。

- ①離職や廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減っている方(支給には求職活動や自立に向けた活動が必要です。詳細裏面)
- ②資産が一定額以内(表1)かつ収入基準額(表2)を超える収入でない方
- ③離職や収入減少等の時点で、家計を最も支えている立場であった方

表1・2は下記を参照

支給額(上限月額)

※共益費や光熱水費、借地代は対象外です。

1人世帯	40,000円
2人世帯	48,000円
3～5人世帯	52,000円
6人世帯	56,000円
7人世帯	62,000円

表1 資産額(上限)

※現金及び預貯金の合計です。

1人世帯	504,000円
2人世帯	780,000円
3人以上世帯	1,000,000円



申請日の属する月の、申請者及び申請者と同じの世帯に属する者の収入の合計額です。

表2 収入基準額＝基準額＋家賃額

(例)収入基準額
(家賃額が住宅扶助基準額以上の場合)

世帯人数	基準額	家賃額	
1人	84,000円	+家賃額 (ただし、支給 上限額まで)	124,000円
2人	130,000円		178,000円
3人	172,000円		224,000円
4人	214,000円		266,000円
5人	255,000円		307,000円

＜支給額＞世帯の収入額が基準額以内の場合＝支給上限月額。基準額を超える場合＝申請者が居住する住宅の実際の家賃額－(月の世帯の収入額－基準額)※上限月額まで

＜支給期間・方法＞3か月(最長9か月まで延長可)・入居住宅の貸主等の口座へ直接振込

※詳しくは、下記までお問い合わせください。

長岡京市地域福祉連携室「福祉なんでも相談室」 電話：955-3177 FAX：951-7739

あなたに合った求職活動をしてください

受給するためにはその人に応じた求職活動を行う必要があります。
必要な求職活動について、よくご確認ください。

求職活動要件をチェック！

申請理由はどちらですか？

- ① 離職・廃業
- ② 休業等による収入減少

②

- ③ シフト減少（※）
- ④ ③以外の自営業者

④

事業を建て直す意思がある

いいえ

はい

公共職業安定所等での
求職活動



経営相談先から
就労を勧められた場合

活動計画の作成

経営相談先での
経営相談

自立に向けた
活動

※自営業者であっても、実質的に被雇用者と同等と考えられる条件で働いている者も含む

公共職業安定所等での求職活動

- ① 公共職業安定所等への求職申込み
- ② 自立相談支援機関での相談（月4回以上）
- ③ 公共職業安定所等での職業相談（月2回以上）
- ④ 企業等への応募（原則週1回以上）
- ⑤ プランに沿った活動（家計相談など）

経営相談先での経営相談等による 自立に向けた活動

- ① 経営相談先への相談申込み
- ② 自立相談支援機関での相談（月4回以上）
- ③ 経営相談先での経営相談（原則月1回）
- ④ 給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組（月1回以上）
- ⑤ プランに沿った活動（家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など）

自立に向けた活動って？

自立に向けた活動とは、経営相談先から助言等を受けて作成する「自立に向けた活動計画」に基づき行う活動です。（例えば、事業収入を増やすための営業活動や資金調達など）「自立に向けた活動計画」は自立相談支援機関への報告が必要です。